○農林水産省告示第二千六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市雲岩寺字桧沢八一〇の三六、八一〇の四四、八一〇の六九、八一〇の八〇、八一二から八一四まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市雲岩寺字桧沢八一〇の三八から八一〇の四三まで、八一〇の四五、八一〇の五一、八一〇の五四、八一〇の五六から八一〇の五九まで、八一〇の六一から八一〇の六四まで、八一〇の六六、八一〇の六七、八一〇の七三、八一〇の七四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市雲岩寺字桧沢八一〇の二四から八一〇の三四まで、八一八、八一九、八二二、八二四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市加園字八ツ沢五六一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字八ツ沢五六一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村大勘場字千束一三・一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、利賀村大豆谷字上山九二の二、九五の一、字南筋六二三、六二七の一、下梨字上開地四四七、小来栖字田ノ口七一〇、七一一、大鋸屋字大谷島四三の一七から四三の二〇まで、五五の五一、五五の五三、林道字市頭島一四六七、小院瀬見字背戸島五六（次の図に示す部分に限る。）、綱掛字背戸山一七の一、一八から二二まで、字田形二九四から二九九まで、立野脇字南谷三から五まで、二四、二五、二六の一、小二又字左近四三・四四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五、三九、四〇、四一の一から四一の三まで、四二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　富山県南砺市利賀村字東山二〇四の一（次の図に示す部分に限る。）、字上島二一の一、二二、二三の一

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び南砺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　富山県高岡市福岡町澤川字下向一〇の四二、一〇の四五、二六の八、二六の一一、二六の一二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び高岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十二月十一日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　富山県小矢部市嶺字後山六六、一七二

二　指定の目的　土砂の流出の防備